

## 部・委員会設置・運用規則

(目的)

第1条 この規則は、東京協会支部設置運用規程第9条に基づき、部の編成および委員会（以下、「部等」という）の編成または設置基準並びにそれらの機能および構成等について定め、もって支部業務の円滑化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(部、委員会等の編成)

第2条 支部の業務推進組織は、総務部、経理部、研修部、会員部、広報部、地域支援部、国際部、実務従事支援部、および渉外部をもって編成する。

2 また委員会として、試験関連委員会、表彰委員会、JOPY 運営委員会、執行委員等選考委員会、および支部活性化委員会を設ける。

(部長、委員長、副部長および部員)

第3条 部長及び委員長は、執行委員のうちから支部長が選任し、支部設置運用規程第9条3項によりこれを委嘱する。

2 副部長等は、部長等が執行委員から5名以内を推薦し、支部長がこれを委嘱する。

3 部員は、部長等の推薦により必要数を支部長が委嘱する。

4 支部長は、直近の執行委員会に委嘱した部長等の氏名を公告するものとする。

5 部長および委員長は、支部長の命を受け、各部・委員会の業務を遂行する。

6 副部長および部員は、各部・委員会の業務遂行を担当する。

(部等の機能および業務分掌等)

第4条 各部・委員会の基本的機能および業務分掌は次の各号による。

- (1) 総務部：支部大会および執行委員会、部長・委員長会議等の支部会議体の運営、行事事務、規約管理、事務所管理等に関する事項
- (2) 経理部：支部会計、財務に関する事項
- (3) 研修部：研究会管理、研修等に関する事項
- (4) 会員部：会員管理、会員の福利・厚生に関する事項
- (5) 広報部：各種広報業務、情報収集等に関する事項
- (6) 地域支援部：4区診断士会との連携、診断実務、地域支援関連実務等に関する事項
- (7) 国際部：海外進出企業の診断支援、会員の海外活動に関する支援、国際関連の情報収集等に関する事項
- (8) 実務従事支援部：実務従事支援、城西マイスタープログラム制度に関する事項
- (9) 渉外部：JCG との連携、中小企業関連外部機関との交渉及び情報収集、東京協会が行う事業開発に関する事項
- (10) 試験関連委員会：理論政策運営委員、実務補習指導員の推挙
- (11) 表彰委員会：東京協会表彰規程に則り、それに相応しい会員を推挙
- (12) JOPY 運営委員会：城西支部プロコン養成塾の企画運営

(13) 執行委員等選考委員会：執行委員等選考委員会規則に則り、執行委員等の選定

(14) 支部活性化委員会：支部活動歴の浅い若手会員の活躍の推進、その活動による支部の活性化

(付 則)

施行 平成24年4月2日

改定 平成25年4月26日

改定 平成26年5月31日

改定 平成27年4月1日

改定 平成29年4月1日